

諮詢日：令和4年1月20日（令和4年諮詢第1号）

答申日：令和4年7月19日（令和4年答申第2号）

事件名：令和4年審査請求第1号 非公開（不存在）決定処分取消請求事件

答 申 書

第1 審査会の結論

藤岡市長（以下「実施機関」という。）が、別記に掲げる文書1から文書4までの文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として非公開としたことは妥当である。

第2 審査請求に係る経過

- (1) 令和3年12月2日、審査請求人は、藤岡市情報公開条例（平成10年条例第29号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、本件請求対象文書の公開を請求し、同日、実施機関は、当該公開請求を受け付けた。
- (2) 令和3年12月13日、実施機関は、本件請求対象文書について、該当する公文書は存在しないとして、条例第9条第1項の規定に基づき情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 令和4年1月14日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により実施機関に対し審査請求を行い、同日、実施機関は、これを受け付けた。
- (4) 令和4年1月20日、当審査会は、本件審査請求について、実施機関から条例第12条の規定に基づく諮詢を受けた。
- (5) 令和4年2月8日、当審査会の本件処分の審査に際し、実施機関から藤岡市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則（令和2年規則第45号。以下「規則」という。）第2条第2項の規定に基づく理由説明書の提出を受け、令和4年2月9日、その写しを審査請求人に送付した。
- (6) 令和4年3月22日、審査請求人から規則第2条第3項の規定に基づく意見書の提出を受け、令和4年3月23日、その写しを実施機関に送付した。
- (7) 令和4年4月8日、実施機関から意見書に対する意見の提出を受け、令和4年

4月11日、その写しを審査請求人に送付した。

- (8) 令和4年5月18日時点、令和4年5月10日を提出期日とする審査請求人からの意見書は提出されていない。

第3 爭点

本件請求対象文書を不存在であるとした本件処分が妥当であるか。

第4 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

ア 文書1（令和4年審査請求第1号（1））

「[REDACTED]という人物の住所が記載されている事実が分かる情報」に関する非公開（不存在）決定というのは、条例第1条の「この条例は、情報の公開を求める市民の権利を保障することにより、市民の市政への参加を促進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とする。」とする情報公開の原則規定に違反しており、また、憲法第21条で定める「知る権利」を侵害しており、非公開（不存在）決定処分の取消しを求めるというものである。

イ 文書2（令和4年審査請求第1号（2））

「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]が絶えているにもかかわらず返還を偽装した事実が分かる情報」に関する非公開（不存在）決定というのは、条例第1条の情報公開の原則規定に違反しており、また、憲法第21条で定める「知る権利」を侵害しており、非公開（不存在）決定処分の取消しを求めるというものである。

ウ 文書3（令和4年審査請求第1号（3））

「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]の[REDACTED]と同姓同名の人物に支払ったか否か、その事実を明確に示す情報」に関する非公開（不存在）決定というのは、条例第1条の情報公開の原則規定に違反しており、また、憲法第21条で定める「知る権利」を侵害しており、非公開（不存在）決定処分の取消しを求めるというものである。

エ 文書4（令和4年審査請求第1号（4））

「[REDACTED]という人物に補助金を支払ったのか否か、その事実を明確に示す情報」に関する非公開（不存在）決定というのは、条例第1条の情報公開の原則規定に違

反しており、また、憲法第21条で定める「知る権利」を侵害しており、非公開（不存在）決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 文書1（令和4年審査請求第1号（1））

「[REDACTED]という人物の住所が記載されている事実が分かる情報」が実施機関の保有する公文書の中に存在しないという主張は、審査請求人提出の証拠1（[REDACTED]の地番や小班を記した資料）からも現実的ではなく、仮に存在しないということが事実であれば、以前に審査請求人に交付した証拠1の資料の信憑性について疑義が生じる。

実施機関に対し、当該情報を保有しているのか、又は以前保有していたが現時点では保有していないのか、説明を求めるというものである。

イ 文書2（令和4年審査請求第1号（2））

「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]が絶えているにもかかわらず返還を偽装した事実が分かる情報」を実施機関が保有していることは明らかであり、「保存期間の経過により廃棄処分されている」という理由で存在の有無を明らかにしないという主張は許されないというものである。

ウ 文書3（令和4年審査請求第1号（3））

「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]の[REDACTED]と同姓同名の人物に支払ったか否か、その事実を明確に示す情報」の存在が確認できないとする根拠を明らかにしない限り、実施機関が当該情報を不存在と位置付けることはできないというものである。

また、実施機関が「[REDACTED]に[REDACTED]が存在しない」と主張するのであれば、審査請求人提出の証拠2（[REDACTED]と明記された藤岡市の文書）に記された情報は架空であることを意味し、補助金の支払いがなぜ可能だったのか、実施機関はこのことについて、証拠や根拠法令をもとに説明をしなければならないというものである。

エ 文書4（令和4年審査請求第1号（4））

「[REDACTED]という人物に補助金を支払ったのか否か、その事実を明確に示す情報」の存在が確認できないとする根拠を明らかにしない限り、実施機関が当該情報を不存在と位置付けることはできないというものである。

また、実施機関が「[REDACTED]に補助金を支払ったのか否かを示す情報が存在しない」と主張するのであれば、審査請求人提出の証拠2（[REDACTED]に藤岡市が補助金を支払ったことを示す藤岡市の文書）に記された情報は架空であることを意味し、補助金の支払いがなぜ可能だったのか、実施機関はこのことについて、証拠や根拠

法令をもとに説明をしなければならないというものである。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張によると、次の理由により本件請求対象文書は保有しておらず不存在であるので、非公開としたというものである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、別記に掲げる文書1から文書4までの文書であり、文書1及び文書4は森林課、文書2及び文書3は納税相談課に関係するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1（令和4年審査請求第1号（1））

「[REDACTED]なる人物が不法占拠している事実の解明と住所が記載されている事実がわかる情報」について、不法占拠の事実を示す資料等は存在せず、該当する公文書は存在しない。

審査請求人が提出した証拠書類1（[REDACTED]の地番や小班を記した資料の写し）は、林地台帳の写しであるが、林地台帳は県から提供された森林簿をもとに、林相や植樹、航空写真等と照らしながら、森林施業推進のための参考資料として市町村で作成しているものである。

林地台帳は、森林が所在する箇所を実測し作成したものではないため、登記情報等との整合性は図られておらず、公図とは一致していない。そのため、林地台帳では、地番界又は所有界の特定や土地に関する諸権利又は立木竹の評価を証明することはできない。また、林地台帳の作成過程において、地権者の所在住所等の情報を確認することはないため、地権者の住所等の情報は、業務に必要のある特定の情報しか保有していない。

なお、仮に地権者の住所が確認できる資料が存在したとしても、個人情報保護の観点から、審査請求人に開示することは出来ず、非公開決定の判断が変わることはないものである。

イ 文書2（令和4年審査請求第1号（2））

「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]が絶えているにもかかわらず返還を偽装した事実が分かる情報」について、還付事務関係の書類は保存年限を経過し廃棄済であり、該当する公文書は存在しない。

ウ 文書3（令和4年審査請求第1号（3））

「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]の[REDACTED]と同姓同名の人物に支払ったか否か、その事実を明確に示す情報」について、藤

岡市 [REDACTED] には、[REDACTED] が在住した記録は存在せず、更に [REDACTED] と同姓同名の人物への還付事務関係の該当する公文書も存在しない。

なお、審査請求人が提出した証拠書類 2（造林事業実績調書の写し）の中にある「[REDACTED]」についても、還付事務関係の該当する公文書は存在しない。

エ 文書 4（令和 4 年審査請求第 1 号（4））

「[REDACTED] という人物に補助金を支払ったのか否か、その事実を明確に示す情報」について、関係する該当公文書は存在しない。

審査請求人が提出した証拠書類 2（造林事業実績調書の写し）は、森林環境保全整備事業補助金の実績報告時に、事業実施者が補助執行者である自治体に提出する書類の一部であると思慮する。

審査請求人が指摘している内容から、[REDACTED] が、平成 21 年頃に藤岡市 [REDACTED] 地内で森林整備を行った際の補助事業に関するものであると考えられるが、市の文書管理規定に基づき、当該補助金関係資料の保存年限は 10 年と規定され、関係文書は令和 2 年度に廃棄済であり、該当する公文書は存在しない。

なお、当該補助金は、事業実施に伴い自治体から事業実施者に対して支払われるものであり、事業実施者から造林等委託者に対しての支払いを自治体が確認する必要はないことから、当該公文書自体存在していた可能性が低いと考える。

よって、現存する公文書の中に該当するものは無く、公文書不存在という決定に変わりはないものであり、仮に公文書が存在したとしても、個人情報の観点から、審査請求人に開示することは出来ず、非公開決定の判断が変わることはないものである。

第 6 審査会の判断

（1）条例の基本的な考え方

公文書公開についての条例の基本的理念は、その第 1 条にあるように、情報の公開を求める市民の権利を保障することにより、市民の市政参加を促進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図り、もって公正で開かれた市政の一層の推進に寄与することを目的とするものである。

このように、「情報の公開を求める権利」を保障するという理念の下であっても、一方では、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、市民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、市民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、原則公開の例外として限定列挙した非公開事由を条例第6条に規定している。

この例外的な非公開事由については、公文書公開の原則に照らし、できる限り制限的に解すべきであるが、公文書の公開を請求する権利は、憲法上の知る権利の思想を背景としつつ、条例によって具体的に認められたものであることから、公開か非公開かは、条例の法文を解釈すれば足りる。

したがって、当審査会における具体的な事案の審理に際しては、条例第6条各号に該当するか否かが、条例の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

また、条例第5条に規定されているとおり、市内に住所を有する者等の公文書の公開を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が公文書を作成又は取得し、当該公文書を実施機関が保有していることが前提となる。

したがって、当審査会が本件処分の妥当性を判断するに当たっては、実施機関における本件請求対象文書の不存在であることの事実、及び保存期間の満了により本件請求対象文書を廃棄したことを、当審査会が認定するか否かによって決定されることになる。

当審査会は、公文書の公開を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、審査請求人及び実施機関のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否及び非公開規定への該当性について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

文書1（令和4年審査請求第1号（1））は、「[REDACTED]という人物の住所が記載されている事実が分かる情報」に係る公文書であると解される。

文書2（令和4年審査請求第1号（2））は、「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]が絶えているにもかかわらず返還を偽装した事実が分かる情報」に係る公文書であると解される。

文書3（令和4年審査請求第1号（3））は、「藤岡市[REDACTED]の保安林の非課税還付金について、[REDACTED]の[REDACTED]と同姓同名の人物に支払ったか否か、その事実を明確に示す情報」に係る公文書であると解される。

文書4（令和4年審査請求第1号（4））は、「[REDACTED]という人物に補助金を支払ったのか否か、その事実を明確に示す情報」に係る公文書であると解される。

(3) 本件請求対象文書の存否について

ア 文書1（令和4年審査請求第1号（1））について

条例第2条において、公開請求の対象である公文書及び情報の定義が規定されて

いる。同条第2号において公文書は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」とされ、同条第3号において情報は、「公文書に記録された情報」とされている。また、「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が、その職務の遂行者としての公的立場において事実上作成し、又は取得した場合をいう。

なお、備忘的メモや下書き及び説明資料等の補助文書は、原則として公文書に該当しないものであるが、公文書と一体として公的に保管、保存されているときは、対象となる。

本件請求対象文書の存否についてであるが、実施機関が理由説明書の中で述べる林地台帳の作成過程や作成目的、その役割についての「林地台帳は、森林が所在する箇所を実測し作成したものではないため、登記情報等との整合性は図られておらず、公図とは一致していない。そのため、林地台帳では、地番界又は所有界の特定や土地に関する諸権利又は立木竹の評価を証明することはできない。」という説明と「林地台帳の作成過程において、地権者の所在住所等の情報を確認することはないため、地権者の住所等の情報は、業務に必要のある特定の情報しか保有していない。」という説明は、群馬県が作成する森林簿の作成過程や作成目的等から推察しても首肯し得るものである。

また、審査請求人が提出した証拠書類1（[REDACTED]の地番や小班を記した資料の写し）は、林地台帳の写しであり、林地台帳は群馬県から提供された森林簿をもとに、林相や植樹、航空写真等と照らしながら、森林施業推進のための参考資料として藤岡市が作成したものであるが、そこにおける記載が本件請求対象文書の存在することを理由付けることにはならないと判断する。

よって、当該公文書を保有しておらず不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められない。

イ 文書2（令和4年審査請求第1号（2））について

本件請求対象文書の存否について、実施機関は、還付事務関係の書類は藤岡市文書管理規程（平成17年訓令第47号。以下「訓令」という。）の規定に基づく保存年限5年を経過し、平成30年度には廃棄済であり、該当する公文書は存在しないと説明する。

当該文書は、保存年限を経過しているのであるから、保存年限の延長をする特段の必要性を認めなかった以上、訓令に基づいて、保存年限の経過をもって既に廃棄処理されたと判断できること。また、実施機関は、該当文書の調査をしているにもかかわらず、本件請求対象文書の存在は確認できること。

のことから、本件請求対象文書が保存を要しない文書であるとして廃棄したとする実施機関の説明は首肯することができ、実施機関が本件請求対象文書を保有しているとは認められない。

ウ 文書3（令和4年審査請求第1号（3））について

本件請求対象文書について、審査請求人は、実施機関が「[REDACTED]に[REDACTED]が存在しない」と主張するのであれば、審査請求人提出の証拠2（造林事業実績調書の写し）、「[REDACTED]と明記された藤岡市の文書」に記された情報は架空であることを意味し、補助金の支払いがなぜ可能だったのか、実施機関はこのことについて、証拠や根拠法令をもとに説明をしなければならない旨主張する。これに対し、実施機関は、「該当する還付事務関係の公文書は存在せず、審査請求人が提出した証拠書類2（造林事業実績調書の写し）の中にある「[REDACTED]」についても、還付事務関係の該当する公文書は存在しない。」と主張する。

審査請求人が提出した証拠書類2（造林事業実績調書の写し）は、実施機関の説明から、森林環境保全整備事業補助金の実績報告時に、事業実施者である[REDACTED]が補助執行者である藤岡市に提出した書類の一部と考えられるが、当該証拠書類については、文書4（令和4年審査請求第1号（4））における実施機関の説明から、本件請求対象文書の存否を認める理由とはならない。また、還付事務関係の書類は、訓令の規定に基づく保存年限5年を経過し、平成30年度には廃棄済であり、該当する公文書は存在しないとする実施機関の説明からも、本件請求対象文書は存在であると判断することが妥当である。

なお、公文書が存在したとしても、条例第6条第1号において、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、公開しないことができるとされており、個人情報の観点から、審査請求人に開示することは出来ないものと判断する。

エ 文書4（令和4年審査請求第1号（4））について

本件請求対象文書の存否について、実施機関は、審査請求人が提出した証拠書類2（造林事業実績調書の写し）は、「[REDACTED]が、平成21年頃に藤岡市[REDACTED]で森林整備を行った際の森林環境保全整備事業補助金実績報告時の書類の一部であると推認し、それらの森林環境保全事業関係の資料は、訓令の規定に基づく保存年限10年を経過し、令和2年度に廃棄済であり、該当する公文書は存在しないと説明する。

また、森林環境保全整備事業補助金は、事業実施に伴い藤岡市から事業実施者である [REDACTED] に対して支払われるものであり、事業実施者である [REDACTED] [REDACTED] から個々の造林等委託者に対しての支払いを藤岡市が確認する必要はなく、実施機関において、当該公文書の存在したことの可能性自体低く、公文書は不存在であると主張する。

なお、審査請求人が提出した証拠書類 2（造林事業実績調書の写し）は、既述の説明から、本件請求対象文書の存否を認める理由とはならない。

以上のことから、当該公文書を保有しておらず不存在であるとしたことについての実施機関の説明に、不自然、不合理な点があるとは認められない。また、公文書が存在したとしても、条例第 6 条第 1 号において、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができる又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、公開しないことができるとされており、個人情報の観点から、審査請求人に開示することは出来ないものと判断する。

(4) その他の審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分の取消し以外についても主張しているが、これら主張は、いずれも審査請求の対象となる本件処分とは関係のないものであり、当審査会における審査の対象とはならないものである。

(5) まとめ

以上の事実及び理由により、当審査会は冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

藤岡市情報公開・個人情報保護審査会

委 員
委 員
委 員
委 員
委 員

